

議案第 22 号

石岡市国土強靱化計画委員会条例を制定することについて

石岡市国土強靱化計画委員会条例を制定することについて，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

石岡市国土強靱化計画を策定するにあたり，新たに石岡市国土強靱化計画委員会を附属機関として設置するため。

石岡市国土強靱化計画委員会条例

(設置)

第1条 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画である石岡市国土強靱化計画（以下「計画」という。）に関する調査及び審議のために、石岡市国土強靱化計画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 本市における国土強靱化の基本的な方針に関する事項
- (2) 計画の策定又は変更に関する事項
- (3) その他計画に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会の議員
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 市内に住所を有する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が

欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、石岡市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石岡市条例第49号）の定めるところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行する。

(地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例)

2 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年石岡市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第7条のうち石岡市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石岡市条例第49号）別表の改正規定中個人情報保護

審査会委員の項の次に次のように加える。

国土強靱化計画委員会委員	日額	5,000	副市長
--------------	----	-------	-----